

技術等級制度規程

(目 的)

第 1 条 技術等級制度は、次の目的をもって行うものとする。

- (1) ソフトテニスを愛好する者に自己の実力を確かめ、更に技術を向上するための目標を与える。
- (2) ソフトテニスの指導体系を確立する。
- (3) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という）及び各支部の健全な財政を確立することを目的として行うものとする。

(等級区分)

第 2 条 技術等級制度は、技術等級及び指導等級により構成し、それぞれ次のとおり等級区分を設ける。

(1) 技術等級

M a s t e r	(M a)
E x p e r t	(E x)
S e n i o r E x p e r t	(S - E x)
S p e c i a l i s t	(S p)
S e n i o r S p e c i a l i s t	(S - S p)
1 級	
2 級	
3 級	
4 級	

Master (Ma) は、Expert (Ex) ・ Senior Expert (S-Ex) あるいは Specialist (Sp) ・ Senior Specialist (S-Sp) 保持者の中で、特にソフトテニス界に功労のあった45歳以上の者とし、支部からの推薦の基づき、日本連盟及び各支部の選考によって認定する。Senior Expert (S-Ex) ・ Senior Specialist (S-Sp) は、各種大会における年齢種別が45歳以上の部に適用される。

(2) 指導等級

- ア. 名誉指導員
- イ. 指 導 員
- ウ. 準 指 導 員

(受級資格)

第 3 条 次条に規定する技術等級及び指導等級の認定を受けようとする者は、日本連盟に会員登録した者でなければならない。

(認定方法)

第 4 条 技術等級の認定は、次の各号に掲げる方法により別表第 1（大会実績に基づく認定基準）又は別表第 2（技術等級検定基準）に基づき日本連盟及び各支部の会長が認定する。
なお、大会実績による申請は、当該大会終了後 1 年以内とする。

- (1) Expert、Senior-Expert、Specialist 及び Senior-Specialist 大会実績のみにより認定
- (2) 1 級から 4 級まで 大会実績又は検定会により認定
- 2 名誉指導員の認定は、ソフトテニス界に功労のあった 4 5 歳以上の者とし、支部からの推薦に基づき日本連盟及び各支部の会長が認定する。

(検定会)

第 5 条 技術等級の検定会は、各支部において、随時開催する。

- 2 検定会は、別表第 2 に定める技術等級検定基準に基づき、検定員が実施する。この場合において、検定員は補助員を依頼することができる。

(認定手続)

第 6 条 日本連盟及び各支部は、第 4 条の規定に基づき技術等級及び指導等級を認定したときは、速やかに技術等級認定登録名簿に登録するとともに、認定者に対し「認定証」及び「認定バッジ」を交付するものとする。

(検定員)

第 7 条 検定員は、指導員、準指導員及び公認スポーツ指導員並びに支部長が適当と認めた者になることができる。

(変更届)

第 8 条 認定を受けた技術等級又は指導等級に係る登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「登録事項変更届」を所属支部に提出しなければならない。

(付 則)

第 9 条 この規程に定める指導等級のうち指導員と準指導員については、平成 2 年 1 月 2 7 日をもって認定を停止する。

なお、既に取得している指導員、準指導員資格は以降も有効とする。

この規程は、昭和49年4月1日より施行する。
この規程は、昭和50年4月1日より改訂する。
この規程は、昭和51年5月1日より改訂する。
この規程は、昭和52年5月1日より改訂する。
この規程は、昭和53年6月1日より改訂する。
この規程は、昭和54年1月1日より改訂する。
この規程は、平成6年6月4日より改訂する。
この規程は、平成8年4月1日より改訂する。
この規程は、平成10年4月1日より改訂する。
この規程は、平成21年4月1日から改訂する。
この規程は、日本ソフトテニス連盟が公益財団法人としての設立の登記の日
(平成24年4月1日) から施行する。

技術等級検定基準<別表第2>

技術等級検定基準

- a 技術等級の検定会による検定種目および得点を、次のとおりとする。
- b 検定は1～2級と3～4級に区別して行う。

等級 検定種目	1 級		得 点	2 級		得 点	3 級		得 点	4 級		得 点
	必修	選択		必修	選択		必修	選択		必修	選択	
A シュート	○		10	○		10	○		A	○		10
B ロビング		○	10		○	10		○	B		○	10
C ト ッ プ		○	10		○	10			C		○	10
D レシーブ	○		10	○		10	○		D	○		10
E ボレー		○	10		○	10		○	E		○	10
F スマッシュ		○	10		○	10			F		○	10
G サービス	○		10	○		10	○		G	○		10
H 検定員主観	○		20	○		20	○		H検	○		20
得点合計	50	20	70	50	20	70	40	10	得 点	50	20	70
合計基準点			50			40			30			20

技術等級検定員規程

(任 務)

第 1 条

- (1) 検定員は、技術等級の検定会を実施し、検定結果の判定と指導を行う。
- (2) 検定員は、検定会の内容および結果を、支部を通して日本連盟に報告するとともに、認定希望者からの「認定登録申請書」を取りまとめ日本連盟及び各支部へ提出する。
- (3) 検定員は、受検者からの所定の受検料および認定料を徴収し、受領証を発行するとともに所定の手続きにより入金する。

(検定員手続)

第 2 条

- (1) 検定員は、指導員、準指導員、公認スポーツ指導者および支部長が適切と認めた者の中から支部長が認定する。

(研 修)

第 3 条 検定員は、本制度の目的に従い常に研修に努めなければならない。

(費用の支給)

第 4 条 検定員が検定会を開催し、その内容および結果を報告し、認定手続きを取ったときは、次のとおり費用を支給する。

- (1) 検 定 員
検定費として、1日10,000円以内とし、別途旅費を支給する。
- (2) 補 助 員
検定補助費として、1日5,000円以内とし、別途旅費を支給する。
- (3) 上記(1)(2)の費用は、当該検定会の受検料総額から検定会開催の諸経費を差し引いた金額の範囲を限度とする。

(付 則)

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から改訂する。

この規程は、平成21年4月1日から改訂する。

この規程は、日本ソフトテニス連盟が公益財団法人としての設立の登記の日
(平成24年4月1日) から施行する。

技術等級制度規程施行細則

(技術等級制度の運営)

第 1 条 本制度は理事会の承認を得て、公益財団法人日本ソフトテニス連盟・**競技委員会**（等級制度部会）が運営を統轄する。

(等級制度部会の任務)

第 2 条 理事会の承認に基づく「技術等級制度規程」・「技術等級検定基準」・「技術等級検定員規程」・「技術等級制度規程施行細則」により、本制度を執行する。

主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 各等級受検者と大会実績に基づく申請者の認定
- (2) 認定証及び認定バッジの交付
- (3) 各等級受検者の名簿管理
- (4) 認定料の受領
- (5) 理事会の承認に基づく、本制度諸規程の改正

(各支部の任務)

第 3 条 本制度による検定を実施する。

主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 検定会の開催と検定結果の報告
- (2) 大会実績に基づく申請
- (3) 登録事項変更の確認と報告
- (4) 各等級受検者の名簿管理
- (5) 受検料・認定料の徴収、技術等級システムへの入力
- (6) 認定証及び認定バッジの配布
- (7) 検定員の認定

(検定料および認定料)

第 4 条

(1) 検定料

1 級・2 級	2, 0 0 0 円
3 級	1, 5 0 0 円
4 級	1, 0 0 0 円

(2) 認定料（認定バッジ等の実費を含む）

	日本連盟認定料	支部認定料	合計
名誉指導員	20,000円	10,000円	30,000円
Master	20,000円	10,000円	30,000円
Expert	5,000円	4,000円	9,000円
Senior-Expert	5,000円	4,000円	9,000円
Specialist	3,000円	3,000円	6,000円
Senior-Specialist	3,000円	3,000円	6,000円
1 級	1,500円	1,500円	3,000円
2 級	1,000円	1,000円	2,000円
3 級	500円	500円	1,000円
4 級	500円	500円	1,000円

(3) 再発行の費用

バッジ	1級～4級	200円
	Ma	2,000円
	Ex・S-Ex	1,000円
	Sp・S-Sp	1,000円

第 5 条 技術等級制度に関する書類の様式を別表のとおりとする。

(付 則)

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

この規程は、昭和50年4月1日から改訂する。

この規程は、昭和51年5月1日から改訂する。

この規程は、昭和52年5月1日から改訂する。

この規程は、昭和53年6月1日から改訂する。

この規程は、昭和54年1月1日から改訂する。

この規程は、平成6年6月4日から改訂する。

この規程は、平成8年4月1日から改訂する。

この規程は、平成10年4月1日から改訂する。

この規程は、平成21年4月1日から改訂する。

この規程は、日本ソフトテニス連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。